

仮換地指定取消通知及び仮換地指定通知の書類の送付にかわる公告について

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項及び第 5 項の規定による通知は、書類の送付を受けるべき者について、書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 20 日

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業
施行者 盛岡市
代表者 盛岡市長 内 館 茂

記

通知の内容

- ・平成 16 年 8 月 10 日付け、16 盛区第 3-17 号で指定した仮換地について、新たに仮換地を指定する事由により、別紙 1 のとおり指定を取り消します。
 - ・盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行地区内のあなたの所有の宅地について、土地区画整理法第 98 条 1 項の規定により、別紙 2 のとおり仮換地を指定します。
- なお、同条第 5 項の規定による仮換地の指定の効力発生の日は、別紙 2 のとおりです。

（教示）

- 1 この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、仮換地を使用し、又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
- 2 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第 19 条に規定されています。）
- 3 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 上記 2 の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として処分の取消しを訴えることができます。

なお、書類の送付を受けるべきものの住所及び氏名並びに別紙 1 仮換地指定取消通知書と、別紙 2 仮換地指定通知書及び図面は省略し、それらを盛岡市太田三丁目 17-40 盛岡市下太田老人福祉センターの提示板において提示しています。